

# 地域とともにある学校づくり を目指して



令和5年度より、行方市内の中学校は  
**学校評議員制度から  
コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)へ  
移行します!** ※小学校は令和4年度に移行済みです。

コミュニティ・スクールとは、  
学校運営協議会を設置した  
学校のことです!

現在、学校運営に地域の声を活かし、地域と一体となって「特色ある学校づくり」を進めて行くことが求められています。

行方市教育委員会では、学校・家庭・地域が連携して、子どもたちの豊かな学びと育ちの環境づくりを目指し、学校が抱える様々な課題解決に向けて協働していく仕組みである「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」を導入し、「地域とともにある学校づくり」を推進していきます。



## 地域学校協働本部

学校支援  
ボランティア



社会教育施設・団体



NPO団体・企業

### 学校運営協議会



PTA代表・地域代表  
区長、民生委員、青少年相談員等



学校・校長

保護者・PTA



文化団体



スポーツ団体

## 行方市コミュニティ・スクールの主な機能 ……………

- 校長が作成する学校の基本方針の報告を受け、協力する
- 学校運営について校長に意見を述べるができる
- 学校の運営について評価を行う
- 学校のニーズを共有し、学校の支援活動の企画・調整を行う
- 地域住民の理解や協力、参画が得られるように情報提供を行う

地域と  
ともにある  
学校づくり

# コミュニティ・スクールに関するQ&A



**Q** なぜ、コミュニティ・スクールにする必要があるのですか？



**A** 現代では、少子高齢化が進み、地域社会のつながりや支え合いが弱体化しています。子どもたちは生活経験や社会性が乏しく、教職員は複雑化・多様化した学校課題に伴い日々多忙を極めています。このような環境の変化の中、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことを目指す必要があります。文部科学省では平成29年3月「地方教育行政の組織および運営に関する法律」を一部改正し、全国の学校にコミュニティ・スクール設置を推進しています。

**Q** 学校運営協議会制度とはどんな仕組みですか？



**A** 学校運営協議会は、行方市立学校における学校運営協議会（コミュニティ・スクール）に関する規則に定められた学校運営に関する事項に対し、一定の権限をもち意思決定を行う合議制の機関で、年4回程度開催します。協議会の委員は、行方市教育委員会が任命する非常勤職員の身分を有し、学校運営の当事者として責任をもって参画します。



**Q** 学校運営協議会での議題にはどのようなものがありますか？



**A** 例えば  
 ・学習支援（生活科、家庭科、体育科、総合的な学習の時間等）  
 ・あいさつ声かけ運動  
 ・登下校の安全見守り活動  
 ・環境整備、花壇整備  
 ・委員会活動、クラブ活動支援  
 ・学校行事支援  
 ・本や絵本の読み聞かせ 等が考えられます。  
 各学校で話し合われた議題に基づき、誰が、何を、いつ、どのように実施していくか、協議、実践、評価を行います。



**Q** コミュニティ・スクールでは、どんな効果がでていますか？



**A** コミュニティ・スクールでは、保護者・地域住民も教育の当事者となることで責任をもち積極的に子どもへの教育に携わることができるようになります。また、保護者・地域住民等が学校運営や教育活動へ参画することで、自己有用感や生きがいにつながり、子どもたちの学びや体験が充実します。さらに、保護者・地域住民等と学校が「顔が見える」関係となり、理解と協力を得た学校運営が実現します。  
 他にも、大規模災害時等、緊急な対応が必要な場面においても、学校と地域が一体となり迅速かつ組織的な対応ができるようになります。



地域と学校の共通の目的が設定されると、お互いが前向きになり、子どもたちへの教育効果が大きい期待できます。